



～文教のまち西原～

2004年 No.386

広報

にしはら

4



春です！ガーデニングしませんか

写真のガーデニングは兼久ニュータウンにお住まいの高江洲スエ子さんのお宅です。高江洲さんは2年ほど前からガーデニングを始め、少しづつ花を増やして今ではごらんのように花いっぱいとなったそうです。

ご近所の方々といっしょに花を買に行くそうで、お互いに花作りのアドバイスをしたり、花をもらったり、苗をあげたりと仲良く花作りに励んでいらっしゃいます。そのため兼久ニュータウンには花があふれています。

ご存じですか？ガーデニングには家の前を通る方が注目してくれるため空き巣防止の効果もあるんです。

春です。みなさんもガーデニングしてみませんか。

町の世帯・人口 (平成16年2月末現在)	
世帯数	11,704世帯 (-9)
人 口	33,276人 (-9)
男	16,803人 (-6)
女	16,473人 (-3)

編集・発行／西原町役場企画財政課広報係(西原町字嘉手丸1-12番地)

☎ 098-(945)4533

印刷／グローバル企画印刷(株)



町の花・ブーゲンビリア



町の木・ガジマル



町花木・サワフジ



みんなで広げよう 踊りの輪 人の和 第21回那覇、浦添、西原地区民踊まつり 「西原大会」を開催

2月29日、西原町民体育館にて第21回那覇、浦添、西原地区民踊まつり「西原大会」（共催：沖縄県民踊研究所・西原町教育委員会）が開催され、3地区から多数の民踊爱好者が集いました。

3地区をまちわりで開催されている同大会は、今回「いつでも、どこでも、だれでも、参加できるみんなの踊り」をテーマに行なわれました。

大会は、新しい踊りの講習会や各地区の踊り、総踊りなどで構成され、参加者は思い思いに個性ある踊りを表現していました。

西原東中PTA新聞が全国で2年連続入賞

このたび、西原東中学校PTA新聞「がじゅまる」が、「第53回（平成15年度）全国小・中学校・PTA新聞コンクール」（毎日新聞社・全国新聞教育研究協議会主催）PTA広報の部で審査委員会賞を受賞しました。

今回、同コンクールのPTA広報の部には、全国から1,725点の応募があり、審査委員会賞は最優秀賞、優秀賞など上位6賞の一つで、「がじゅまる」は2年連続の受賞となります。

大城誠一西原東中学校PTA会長と外間奈美子編集委員長、東盛加代子編集副委員長が3月8日、西原町役場に翁長町長を訪ね、受賞を報告しました。

外間委員長は「受賞は大変うれしい。一人でも多くの方に見ていただけるよう努力した」と感想を話してくれました。

翁長町長は「受賞おめでとうございます。子ども達にもいい刺激になる。これからも、すばらしい新聞づくりに励んでいただきたい」と激励しました。



左から2人目が大城誠一PTA会長、次いで外間委員長、東盛副委員長



平成15年度 出張健康相談を開催

2月17日、20日の両日、町健康衛生課主催の出張健康相談がサンエー西原シティで実施されました。約40人の方が、身長や体重・体脂肪率等の測定や日々の生活習慣について保健師等のスタッフによる健康相談・栄養指導・歯科指導を受け、自分自身の生活を見直す良い機会となりました。

生活研究会の まーさいびーんどお



材料と分量（6人分）

- ①沖縄そばはたっぷりの湯の中で湯洗いし、ザルにあげて水切り適当長さに切る。
 - ②鍋に小麦粉、牛乳、バターと一緒に入れ、とろ火でかき混ぜながらホワイトソースを作る。
 - ③フライパンにバターを溶かしてたまねぎを炒め、次にほたてを炒めて酒をぶり、塩こしょうする。
 - ④②のホワイトソースの中に③を加え、ひと煮立ちしたら①の沖縄そばを加える。
 - ⑤器に④を盛り、パセリをふりかける。
- ポイント
- ・簡単に、クリームスープ（缶）と牛乳で煮込んでいい。
 - ・バターはこがさないこと
 - ・モロヘイヤそばを利用しました。



町花木/サワフジ

て厳しい状況下にあり、引き続き「節水意識の高揚」に努めます。

(4) 交通安全施設の整備と安全教育の推進

本町は都市近郊に位置し、通過交通・域内交通量の増大によって、年々交通事故も悪化の傾向にあります。昨年の交通事故は、全国で46年ぶりに8,000人を下回る7,702人に減少したのに対し、県内においては79人で対前年比18人増と再び増加に転じ、本町でも残念ながら2件の死亡事故が発生しております。

本町は、これまで交通事故の未然防止と住民の生命の安全確保のため、交通安全の町を宣言し、広告塔の設置等、各種の交通安全施策を推進し、交通安全意識の向上を図っています。今年とも引き続き、交通安全施設の整備促進を図るとともに、交通安全教育については、関係機関・団体と連携しつつ、交通安全指導や広報啓発活動等を実施してまいります。

また、本町は平成十四年十一月に「ライトの早めの点灯」運動を一步進め、「乗車時ライト点灯」宣言を行い、認証性を高める運動を促進してきましたが、今年度も引き続き関係機関・団体と連携し、事故の未然防止と交通安全意識の高揚を図ってまいります。

(2) 学校給食共同調理場の充実・強化

育、福祉教育等の推進を図ります。さらば、西原小学校屋内運動場危険物新增改築工事、西原中学校改造防音工事等を実施し、教育環境整備に努めます。

幼稚園の保育時間を2時までとし、さらに2幼稚園において2年保育を実施します。

(3) 生涯学習の振興

生涯学習を推進するにあたっては、多様化する町民の学習ニーズに応えて、「いつでも、どこでも、だれでも」学ぶことができる生涯学習体制の確立が強く求められており、文化・スポーツ活動等を含めた多様な学習活動推進策を実施します。



今年10月開館予定の町立図書館（中央公民館近く）

図書館については、「文教のまち花木」の生涯学習の拠点として、利用者のニーズに応えられるよう、町立小中学校やその他の機関等とのネットワーク化を進めるとともに、新川明文庫の開設、糖業資料（新中糖産業）の整理等、地域資料を整備し、本年十月開館をめざして諸準備作業に努力を傾注してまいります。

図書館について、は、「文教のまち花木」の生涯学習の拠点として、利用者のニーズに応えられるよう、町立小中学校やその他の機関等とのネットワーク化を進めるとともに、新川明文庫の開設、糖業資料（新中糖産業）の整理等、地域資料を整備し、本年十月開館をめざして諸準備作業に努力を傾注してまいります。

今年度より、幼稚園の2時までの保育実施に伴い、幼稚園の完全給食を実施します。また、給食費徴収嘱託員を配置して給食費の徴収率向上に努めてまいります。

(3) 生涯学習の振興

生涯学習活動の機会とともに、公民館での各種サークル等の活動の成果を発表する機会をもっていきます。さらに、生涯学習活動の機会及び情報を町民へ積極的に提供するため、引き続き、各小中学校における家庭教育学級の充実を図ります。

(5) 消防・防災体制等の確立

自然災害から町民の生命、財産を守るために、年次的な地域防災体制の確立に取り組むとともに、公共施設や公園、緑地など、避難場所等については防災マップを作成・配布し、町民への周知を図り防災意識の高揚に努めます。

防犯については、最近、拉致未遂事件等が多発しておりますが、引き続き関係機関・団体と連携し、「戸一灯運動」、地域安全活動などの地域ぐるみの防犯活動を通して犯罪のない明るい住みよい地域社会の形成を図つてまいります。

消防・救急活動については、町民の火災予防と防災意識を高めるとともに、消防・防災体制の強化に向けて、東部消防組合等との一層の連携・強化に努めます。

必要があります。

このため本町では、引き続き家庭及び事業系ごみ袋の指定化等の推進、資源ごみの再資源化、生ごみ処理機、生ごみ処理容器、E-Mボルシング購入補助、買い物袋持参運動等ごみの減量化促進を図るとともに、グリーン購入、エコカラットの育成、ちゅら島環境美化清掃活動等、ごみの環境美化モテル事業等、ごみリサイクル促進・意識啓発の広報活動及び環境教育を推進しま

す。

また、「町地域省エネルギー・ビジョン報告書」に基づき、地球温暖化対策を講じ、不法投棄を未然に防ぐため、環境バトロールを関係機関と連携し実施します。

また、「町地域省エネルギー・ビジョン報告書」に基づき、地球温暖化対策を講じ、不法投棄を未然に防ぐため、環境バトロールを関係機関と連携し実施します。

生活排水対策については、平成十一年度から導入した合併処理淨化槽設備補助金制度（国庫補助事業）を活用するとともに、平成十四年三月に策定した「町生活排水対策推進計画」に基づき、「水遊びのできる川」をめざして、河川の水質改善を図ります。墓地行政につけても、引き続き地域環境と調和がとれるよう誘導し、無秩序な開発防止に努めます。

教育・文化・スポーツの振興については、平成十一年度から導入した合併処理淨化槽設備補助金制度（国庫補助事業）を活用するとともに、平成十四年暖化防止に向けた省エネルギーの推進に努めます。

生活排水対策については、平成十一年度から導入した合併処理淨化槽設備補助金制度（国庫補助事業）を活用するとともに、平成十四年暖化防止に向けた省エネルギーの推進に努めます。

あたっては、国、県の施策の動向を見据えながら、次代を担う幼児、児童生徒の健やかな成長に向かって、勤労と尊厳、明るく、たくましい行動力と学習意欲に満ちた人間の育成」をめざして、国際化・情報化時代における学習者のニーズに対応できるよう、学習環境の整備に努めます。

本町の教育基本目標である「平和を愛し、勤労と尊び、明るく、たましい行動力と学習意欲に満ちた人間の育成」をめざして、国際化・情報化時代における学習者のニーズに対応できるよう、学習環境の整備に努めます。

このため本町では、引き続き家庭及び事業系ごみ袋の指定化等の推進、資源ごみの再資源化、生ごみ処理機、生ごみ処理容器、E-Mボルシング購入補助、買い物袋持参運動等ごみの減量化促進を図るとともに、グリーン購入、エコカラットの育成、ちゅら島環境美化清掃活動等、ごみの環境美化モテル事業等、ごみリサイクル促進・意識啓発の広報活動及び環境教育を推進しま

す。

また、新しい学習指導要領の実施に伴つて創設された「総合的な学習の時間」及び選択学習の幅の拡大等に積極的に取り組み、各学校における創意工夫を活かした特色ある学校づくりに努めます。

さらに、町民の文化、スポーツの振興を図るとともに、多様な学習二年次から導入した合併処理淨化槽設備補助金制度（国庫補助事業）を活用するとともに、平成十四年暖化防止に向けた省エネルギーの推進に努めます。

また、引き続き地域環境と調和がとれるよう誘導し、無秩序な開発防止に努めます。

教育・文化・スポーツの振興については、平成十一年度から導入した合併処理淨化槽設備補助金制度（国庫補助事業）を活用するとともに、平成十四年暖化防止に向けた省エネルギーの推進に努めます。

6 農業の振興

農業をとりまく経営状況は、農産物の自由化や地産地消の激化による農産物価格の低迷と農業従事者の高齢化・農業担い手の減少、さらには遊休地の増大等、大きく変化しております。また、例年の情勢変化に対応できる足腰の強い農業の確立が急務になつております。

今後、農業施設の導入により、新規生産者の育成、減農業栽培、計画的な作付け体系を確立し、高品質、安定出荷をめざします。また、地域活性化と農家の自立を含めた農業振興の持続的発展を図ることも、消費地に近い地理的条件を生かした都市近郊農業の確立に向け、関係機関とも連携を深めながら努力してまいります。

農業の基礎的条件である基盤整備事業についても推進するとともに、農家の生産意欲の高揚と経営の安定化に取り組みます。

さとうきびの振興については、各種の振興策を図っておりますが、台風・災害や価格の低迷などにより、生産者数、面積とともに減少傾向にあり、平成十四年／十五五年期

を行つてまいります。

の生産量が6千トンで、依然として厳しい状況にあります。しかし、さとうきびは町の基幹作物としての地位に変わりなく、今後も引き続き助成事業を実施し、増産に努めてまいります。

また、本町は大城助泰氏の玉草の発明、県内初の洋式分蜜糖工場、西原製糖工場、中部製糖工場等、これまで県内経済を支えてきた糖業のゆかりの地であることから、サンエー西原シティ敷地の一角に製糖記念碑及び関連施設の整備を促進します。

遊休地解消等とも連携して積極的に取り組みます。

本町の畜産業は、ここ数年ほぼ横ばい傾向にあり、畜産物の国際化及び景気の後退等の影響もあつて、価格が低迷し、また、混住化による環境問題や今年十一月から施行される家畜排泄法によつて、一段と厳しい経営環境になることが予想されます。

今後も、一層環境改善に配慮しながら経営基盤の安定、体质の強化、飼育技術の向上、優良種畜の導入を通して優良肉用牛等の生産振興を図つてまいります。

7 農業の振興

（2）水産業の振興

水産業については、現在、西原町船までの防波堤の延伸、嵩上げ、航路拡幅、航路上の岩礁破碎等の整備が緊急の課題であり、町

としても県に対し平成十一年度か

らその整備要請を行つております。

今後とも引き続き要請を行うとともに、与那原・西原町漁業協同組合に対し、バヤオ設置補助金や各種補助金の交付を通して漁業振興を図つてまいります。

（3）林業の振興

森林は国土の保全と地下水の保水機能、空気の浄化機能を有し、人間生活と密接不可分の関係にあります。昨年は、大雨により傾斜林地において地滑りの発生が多く確認されており、人工造林、施肥、灌木下刈りを実施し、自然環境の保全形成、機能の維持増進に努めてまいります。

（4）商業の振興

国内経済が長期不況の中で、中小企業をとりまく経済環境は一段と厳しく、失業率も依然として高い水準にあり、地域産業の育成振興と雇用の場の創出が大きな課題となつております。

商工業振興については、新中糖業株式会社敷地にサンエー西原シティが平成十五年十月一日にオープンし、商業ゾーンとして活気に満ちておりますが、その一方で、小規模経営商工業者は、厳しい経営状況に立たされることが想定されますが、今後、商工業者の経営改善指導に向け町商工会との連携に努めてまいります。

また、工業専用地域の基盤整備事業や東崎地内準工業地域への企業誘致、情報通信産業の育成・その他企業立地に対する課税免除等、中小企業の経営の安定化を図るとともに、地元企業及び県内企業への優先発注等を引き続き推進し、町内企業の育成を図つてまいります。

今後とも引き続き要請を行うとともに、与那原・西原町漁業協同組合に対し、バヤオ設置補助金や各種補助金の交付を通して漁業振興を図つてまいります。

町内企業の育成を図つてまいります。

（5）地域活性化事業の推進

労働者の福利増進、雇用促進のための厚生施設として、また、商工会活動の拠点としての共同福祉施設が、昨年度雇用・能力開発機構から買い受けましたので、今後同施設の運営強化・利活用の促進を図つてまいります。一方、最近の厳しい雇用情勢を受けて、緊急雇用対策事業の取り組み及び町民優先雇用についても、企業訪問、説明会等、各種事業所の協力を得



昨年10月にオープンした「サンエー西原シティ」（中部製糖跡地）
サンエークループでは、新都心のメインプレイスに次ぐ大規模店舗。

（6）地域活性化事業の推進

（7）男女共同参画行政の推進

性への大きな人権侵害となつておなり、その防止に向け、町民への意識啓発及び支援等に取り組みます。さらに、町女性団体連絡協議会や各種団体と連携しつつ、各種講演会の開催、各種派遣事業等を推進とともに、男女平等、女性の社会参画のための意識啓発事業等を推進します。

7 男女共同参画行政の推進

8 國際交流事業の推進

（8）國際交流事業の推進

（9）地域活性化事業の推進

（10）広報・広聴活動の推進

（11）執行体制と行財政の確立

（12）執行体制と行財政の確立

（13）執行体制と行財政の確立

（14）執行体制と行財政の確立

（15）執行体制と行財政の確立

（16）執行体制と行財政の確立

（17）執行体制と行財政の確立

（18）執行体制と行財政の確立

（19）執行体制と行財政の確立

（20）執行体制と行財政の確立

（21）執行体制と行財政の確立

（22）執行体制と行財政の確立

（23）執行体制と行財政の確立

（24）執行体制と行財政の確立

（25）執行体制と行財政の確立

（26）執行体制と行財政の確立

（27）執行体制と行財政の確立

（28）執行体制と行財政の確立

（29）執行体制と行財政の確立

（30）執行体制と行財政の確立

（31）執行体制と行財政の確立

（32）執行体制と行財政の確立

（33）執行体制と行財政の確立

（34）執行体制と行財政の確立

（35）執行体制と行財政の確立

（36）執行体制と行財政の確立

（37）執行体制と行財政の確立

（38）執行体制と行財政の確立

（39）執行体制と行財政の確立

（40）執行体制と行財政の確立

（41）執行体制と行財政の確立

（42）執行体制と行財政の確立

（43）執行体制と行財政の確立

（44）執行体制と行財政の確立

（45）執行体制と行財政の確立

（46）執行体制と行財政の確立

（47）執行体制と行財政の確立

（48）執行体制と行財政の確立

（49）執行体制と行財政の確立

（50）執行体制と行財政の確立

（51）執行体制と行財政の確立

（52）執行体制と行財政の確立

（53）執行体制と行財政の確立

（54）執行体制と行財政の確立

（55）執行体制と行財政の確立

（56）執行体制と行財政の確立

（57）執行体制と行財政の確立

（58）執行体制と行財政の確立

（59）執行体制と行財政の確立

（60）執行体制と行財政の確立

（61）執行体制と行財政の確立

（62）執行体制と行財政の確立

（63）執行体制と行財政の確立

（64）執行体制と行財政の確立

（65）執行体制と行財政の確立

（66）執行体制と行財政の確立

（67）執行体制と行財政の確立

（68）執行体制と行財政の確立

（69）執行体制と行財政の確立

（70）執行体制と行財政の確立

（71）執行体制と行財政の確立

（72）執行体制と行財政の確立

（73）執行体制と行財政の確立

（74）執行体制と行財政の確立

（75）執行体制と行財政の確立

（76）執行体制と行財政の確立

（77）執行体制と行財政の確立

（78）執行体制と行財政の確立

（79）執行体制と行財政の確立

（80）執行体制と行財政の確立

（81）執行体制と行財政の確立

（82）執行体制と行財政の確立

（83）執行体制と行財政の確立

（84）執行体制と行財政の確立

（85）執行体制と行財政の確立

（86）執行体制と行財政の確立

（87）執行体制と行財政の確立

（88）執行体制と行財政の確立

（89）執行体制と行財政の確立

（90）執行体制と行財政の確立

（91）執行体制と行財政の確立

（92）執行体制と行財政の確立

（93）執行体制と行財政の確立

（94）執行体制と行財政の確立

（95）執行体制と行財政の確立

（96）執行体制と行財政の確立

（97）執行体制と行財政の確立

（98）執行体制と行財政の確立

（99）執行体制と行財政の確立

（100）執行体制と行財政の確立

（101）執行体制と行財政の確立

（102）執行体制と行財政の確立

（103）執行体制と行財政の確立

（104）執行体制と行財政の確立

（105）執行体制と行財政の確立

（106）執行体制と行財政の確立

（107）執行体制と行財政の確立

（108）執行体制と行財政の確立

（109）執行体制と行財政の確立

（110）執行体制と行財政の確立

（111）執行体制と行財政の確立

（112）執行体制と行財政の確立

（113）執行体制と行財政の確立

（114）執行体制と行財政の確立

（115）執行体制と行財政の確立

（116）執行体制と行財政の確立

（117）執行体制と行財政の確立

（118）執行体制と行財政の確立

（119）執行体制と行財政の確立

（120）執行体制と行財政の確立

（121）執行体制と行財政の確立

（122）執行体制と行財政の確立

（123）執行体制と行財政の確立

（124）執行体制と行財政の確立

（125）執行体制と行財政の確立

（126）執行体制と行財政の確立

（127）執行体制と行財政の確立

（128）執行体制と行財政の確立

（129）執行体制と行財政の確立

（130）執行体制と行財政の確立

（131）執行体制と行財政の確立

（132）執行体制と行財政の確立

（133）執行体制と行財政の確立

（134）執行体制と行財政の確立

（135）執行体制と行財政の確立

（136）執行体制と行財政の確立

（137）執行体制と行財政の確立

（138）執行体制と行財政の確立

（139）執行体制と行財政の確立

（140）執行体制と行財政の確立

（141）執行体制と行財政の確立

（142）執行体制と行財政の確立

（143）執行体制と行財政の確立

（144）執行体制と行財政の確立

（145）執行体制と行財政の確立

（146）執行体制と行財政の確立

（147）執行体制と行財政の確立

（148）執行体制と行財政の確立

（149）執行体制と行財政の確立

（150）執行体制と行財政の確立

（151）執行体制と行財政の確立

（152）執行体制と行財政の確立

（153）執行体制と行財政の確立

（154）執行体制と行財政の確立

（155）執行体制と行財政の確立

（156）執行体制と行財政の確立

（157）執行体制と行財政の確立

（158）執行体制と行財政の確立

（159）執行体制と行財政の確立

（160）執行体制と行財政の確立

（161）執行体制と行財政の確立

（162）執行体制と行財政の確立

（163）執行体制と行財政の確立

（164）執行体制と行財政の確立

（165）執行体制と行財政の確立

（166）執行体制と行財政の確立

（167）執行体制と行財政の確立

（168）執行体制と行財政の確立

（169）執行体制と行財政の確立

（170）執行体制と行財政の確立

（171）執行体制と行財政の確立

（172）執行体制と行財政の確立

（173）執行体制と行財政の確立

（174）執行体制と行財政の確立

（175）執行体制と行財政の確立

（176）執行体制と行財政の確立

（177）執行体制と行財政の確立

（178）執行体制と行財政の確立

（179）執行体制と行財政の確立

（180）執行体制と行財政の確立

（181）執行体制と行財政の確立

（182）執行体制と行財政の確立

（183）執行体制と行財政の確立

（184）執行体制と行財政の確立

（185）執行体制と行財政の確立

（186）執行体制と行財政の確立

（187）執行体制と行財政の確立

（188）執行体制と行財政の確立

（189）執行体制と行財政の確立

（190）執行体制と行財政の確立

（191）執行体制と行財政の確立

（192）執行体制と行財政の確立

（193）執行体制と行財政の確立

（194）執行体制と行財政の確立

（195）執行体制と行財政の確立

（196）執行体制と行財政の確立

（197）執行体制と行財政の確立

（198）執行体制と行財政の確立

（199）執行体制と行財政の確立

（200）執行体制と行財政の確立

（201）執行体制と行財政の確立

（202）執行体制と行財政の確立

（203）執行体制と行財政の確立

（204）執行体制と行財政の確立

（205）執行体制と行財政の確立



町の木/ガジマル

念ながら成立要件を充足することができませんでした。その後、住民による合併に向けた新たな動きもありましたが、結果的に市町村に付税の大額な減額によりますます厳しい行財政運営を強いられておりますが、今後、広域行政の推進はもとより、歳入では町税等、自主財源の確保を図りつつ、執行体制の確立に当たっては、行政改革大綱及び実施計画を踏まえ、学校事務職員の効率的配置、民間委託やNPO、ボランティアの活用、バランスシート作成、その他これまで以上にスクラップ・アンド・ビルトを基本に、執行体制を確立し、住民サービスの向上に努めます。

これまでに、中長期的視点に立脚して、町の権利と義務を明確化するため、引き続き、情報公開制度・個人情報保護制度の運用・規制を強化します。今年度は、中長期的視点に立脚して、町の権利と義務を明確化するため、引き続き、情報公開制度・個人情報保護制度の運用・規制を強化します。

これまで以上にスクラップ・アンド・ビルトを基本に、執行体制を確立し、住民サービスの向上に努めます。さらに、迅速かつ適切な住民サービスの向上に向けて、昨年より報化時代を背景とした町の地域情報化の指針として作成した「地域情報化計画」をもとに、昨年補助事業で建設しました。「町地城情報センター」を拠点に、地域の情報化と高度情報化時代の人材育成に努めます。

一方、庁舎建設問題については、これまでの答申を踏まえつつも、急激に変化する自治体環境や財政状況を勘案し、引き続き中期的な観点から内部で検討を進めてまいります。これまでに、中長期的視点に立脚して、町の権利と義務を明確化するため、引き続き、情報公開制度・個人情報保護制度の運用・規制を強化します。

一方、庁舎建設問題については、これまでの答申を踏まえつつも、急激に変化する自治体環境や財政状況を勘案し、引き続き中期的な観点から内部で検討を進めてまいります。これまでに、中長期的視点に立脚して、町の権利と義務を明確化するため、引き続き、情報公開制度・個人情報保護制度の運用・規制を強化します。

一方、庁舎建設問題については、これまでの答申を踏まえつつも、急激に変化する自治体環境や財政状況を勘案し、引き続き中期的な観点から内部で検討を進めてまいります。

これまでに、中長期的視点に立脚して、町の権利と義務を明確化するため、引き続き、情報公開制度・個人情報保護制度の運用・規制を強化します。今年度は、中長期的視点に立脚して、町の権利と義務を明確化するため、引き続き、情報公開制度・個人情報保護制度の運用・規制を強化します。

これまでに、中長期的視点に立脚して、町の権利と義務を明確化するため、引き続き、情報公開制度・個人情報保護制度の運用・規制を強化します。一方、団塊世代の退職者のビーカーも目前に控えていることから、国の一城壁なき財政改革に基づく三位一体の改革は、国と地方の新たな関係構築をめざすとともに、地方分権の一層の進展を図ることが目的であつたにもかかわらず改革の名の下に、国庫負担金の見直しや税の削減のみが突出して行われ、財政運営に大きな支障が生じる事態となっています。

このような中、予算編成については、国の地方財政計画、県の予算説明会及び町行財政改革大綱に基づき、歳入においては、町税の課税客体、課税標準等の的確な把握、徴収率の向上に努めるとともに受益者負担の原則による負担金、抑制、節減合理化に努めています。

一方、団塊世代の退職者のビーカーも目前に控えていることから、

西原町職員退職手当特別負担金基

金の一削減等、一般行政経費の

抑制、節減合理化に努めています。

一方、団塊世代の退職者のビーカーも目前に控えていることから、

西原町職員退職手当特別負担金基

金の積立てとともに、行財政プロ

ジェクトチーム(仮称)を設置し、

各種施策、事業を厳選し、重点的、

効率的な財政運営に努めます。

一方、団塊世代の退職者のビーカーも目前に控えていることから、

西原町職員退職手当特別負担金基

金の積立てとともに、行財政プロ

ジェクトチーム(仮称)を設置し、

各種施策、事業を厳選し、重点的、

こんなとき、こんな介護サービスが利用できます。

65歳以上の方（40～64歳で特定疾病に該当した方含む）は介護が必要になったとき、自分自身の希望や心身の状況に合わせて作成した自立支援に向けたケアプランにもとづいて、利用できる上限金額の範囲内でサービスを組み合わせて介護サービスを利用することができます。

なお、介護サービスを利用するためには「要支援・要介護認定」の申請をし、介護を要すると認定されなければいけません。詳しくは、西原町役場 保険課 介護保険係まで



●住宅サービスの支給限度額(1ヶ月分)●

要介護状態区分	利用限度額	自己負担分(1割)
要 支 援	61,500円	6,150円
要 介 護 1	165,800円	16,580円
要 介 護 2	194,800円	19,480円
要 介 護 3	267,500円	26,750円
要 介 護 4	306,000円	30,600円
要 介 護 5	358,300円	35,830円

◇ 介護サービスの種類 ◇

- ケアプラン作成や事業所について教えてほしい。——居宅介護支援(ケアマネジメント)
 - 自宅での家事や介護の手助けがほしい。——訪問介護(ホームヘルプ)・訪問入浴介護
 - 自宅で医療のチェックやリハビリ、療養について——訪問看護・訪問リハビリテーション
のアドバイスを受けたい。
居宅療養管理指導
 - 外に出てみんなと交流したい、介護を離れて自分——通所介護(デイサービス)・通所リハビリテーション(デイケア)
 - 自宅で介護するために、環境を整えたい。——福祉用具の貸与(ベット・車イス)
福祉用具購入費の支給(ポータブルトイレ・シャワーチェア)
住宅改修費の支給(手すりの取付・段差解消等)
 - 急用や旅行などがあるので、一時的に預かってほしい。——短期入所生活介護／短期入所療養介護
(ショートステイ)
 - 生活の場としての施設サービスを利用したい。——特定施設入所者生活介護(有料老人ホーム・ケアハウス)
痴呆対応型共同生活介護(グループホーム)
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
小規模生活対応型特別養護老人ホーム
 - 常に介護が必要で自宅での介護が困難な方——介護療養型医療施設(療養病床など)
 - 長期間の療養や医学的管理が必要な方——介護老人保健施設(老人保健施設)
 - 病気やけがなどの治療の後、リハビリが必要な方——介護老人保健施設(老人保健施設)
- 要介護1以上の認定をされた方が利用できるサービスです。

問い合わせ先：西原町役場 保険課 介護保険係
☎098-945-4791 (内線153／155)

65歳以上のみなさん

介護保険料のしくみについて

介護保険料は、市町村ごとに介護サービスにかかる費用を予測し、それを被保険者の数で割り振って決められます。新しい事業計画のもとでは、「高齢者の増加」、「要介護者数の増加」、「介護サービスの増加」などをふまえた上で保険料額が見直され、平成15年度から平成17年度の保険料が決められました。

●平成15年度から平成17年度の介護保険料

所得段階	対象者	割合	基準額×割合=保険料額(年額)
第1段階	・生活保護を受けている方 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民非課税	0.5	59,400円×0.5=29,700円
第2段階	・世帯全員が住民税非課税	0.75	59,400円×0.75=44,600円
第3段階	・本人が住民税非課税	1.0	59,400円×1.0=59,400円
第4段階	・本人が住民税非課税で年間合計所得金額が200万円に満たない方	1.25	59,400円×1.25=74,300円
第5段階	・本人が住民税非課税で年間合計所得金額が200万円に満たない方	1.5	59,400円×1.5=89,100円

保険料の納め方は・・・

保険料の納め方には、「特別徴収(年金からの差し引き)」と、「普通徴収(役場の窓口や銀行、口座振替などによる個別納付)」の2種類があります。

普通徴収

の人は、年間の保険料を納付書で納めます。

保険料は、西原町役場から送付されてくる納付書の納期にしたがって納付します。納め忘れのない口座振替が便利です。

※年金額が年額18万円以上の人でも、こんなときは年金の額に関係なく9月分までは 納付書で納めます。

- 年度中に65歳になったとき。
- 年度中に他の市町村から転入したとき。
- 年度中に保険料額や年金額が変更になったとき。
- 年度の初め(4月1日)の時点で年金を受けていなかったとき。

特別徴収

の人は、年金受給月ごとに年金より差し引かれます。

前年度から継続して特別徴収の人の保険料は、4・6・8月と10・12・2月に区別されます。4・6・8月は、前年度の2月分の保険料額をそのまま差し引かれます(仮徴収)。

10・12・2月は6月以降に確定する前年度所得などをもとに年間の保険料を算出し、そこから4・6・8月の保険料を除いて調整された金額を10・12・2月に振り分けて差し引かれます(本徴収)。

平成15年度			平成16年度					
10月	12月	2月	4月	6月	8月	10月	2月	2月
本徴収			仮徴収			本徴収		

前年度の2月分の保険料額をそのまま差し引かれます。

前年度の所得をもとにした保険料から仮徴収を除いた額が差し引かれます。

仮徴収とは

特別徴収の人は、年金の給付(年6回)時に保険料が差し引かれますが、前年度所得が確定する6月以降でないと保険料が決まらないため、4・6・8月は前年度2月分の保険料額をそのまま、仮に決めた保険料額としています。

あなたの土地ではありますか？

町内には、下記の所有者が不明となった土地があります。

お心当たりのある方は、沖縄県総務部管財課財産調査係（866-2106）までお問い合わせください。

所有者不明土地一覧

	字名	小字名	地番	地目	地積		字名	小字名	地番	地目	地積
1	安室	後原	155	畑	230.00	41	池田	赤森	530	原野	3169.00
2	安室	後川原	388	原野	225.00	42	池田	赤森	565	原野	178.00
3	安室	後川原	390	原野	126.00	43	池田	平安佐	580-2	畑	141.00
4	安室	後川原	408	原野	289.00	44	池田	泉小	632	原野	248.00
5	安室	後川原	419	原野	302.00	45	池田	泉小	634	原野	835.00
6	安室	後川原	430	原野	332.00	46	池田	泉小	635	原野	797.00
7	安室	後川原	433	畑	232.00	47	池田	泉小	636	原野	220.00
8	安室	後川原	456	原野	360.00	48	池田	泉小	637	原野	202.00
9	安室	後川原	460	原野	217.00	49	池田	泉小	641	原野	167.00
10	安室	後川原	467	原野	115.00	50	池田	泉小	649	原野	410.00
11	安室	後川原	471	原野	285.00	51	池田	泉小	659	原野	847.00
12	安室	後川原	480	原野	381.00	52	池田	泉小	663	原野	366.00
13	安室	後川原	485	原野	631.00	53	池田	泉小	665-2	原野	95.00
14	安室	後川原	486	畑	607.00	54	池田	泉小	665-3	原野	129.00
15	安室	後川原	493	原野	298.00	55	池田	泉小	671	原野	616.00
16	安室	後川原	497	原野	529.00	56	池田	泉小	679	畑	320.00
17	掛保久	久後原	116-2	原野	133.00	57	池田	泉小	685	原野	128.00
18	掛保久	智真謝原	211-2	原野	623.00	58	池田	泉小	690	墓地	113.00
19	兼久	勝連川	386	畑	357.00	59	池田	泉小	699	原野	117.00
20	幸地	幸地	164-2	宅地	89.00	60	池田	上原	703	原野	3759.00
21	幸地	神嘗	381	畑	713.00	61	池田	上原	712	原野	2307.00
22	幸地	上安次座	703	原野	194.00	62	池田	上原	716-2	公衆用道路	55.00
23	幸地	安津田	1137-2	原野	39.00	63	池田	上原	753	原野	1353.00
24	幸地	安津田	1180-2	畑	94.00	64	池田	上原	753-2	公衆用道路	23.00
25	幸地	安津田	1180-3	原野	70.00	65	池田	上原	794	原野	620.00
26	幸地	安津田	1208	畑	351.00	66	池田	上原	816	原野	638.00
27	幸地	安津田	1212	畑	291.00	67	池田	上原	822	原野	133.00
28	幸地	安津田	1291	畑	248.00	68	池田	上原	849	原野	102.00
29	幸地	上山原	1395	原野	61.00	69	池田	上原	850	原野	197.00
30	小橋川	与那川	279	畑	162.00	70	池田	上原	856	原野	149.00
31	小波津	東	81-3	畑	292.00	71	池田	上原	857	原野	210.00
32	小波津	赤毛	374-2	雑種地	23.00	72	池田	樋川原	867	原野	249.00
33	森川	森川	229-2	畑	59.00	73	池田	川志	1017-2	畑	574.00
34	森川	森川	295-2	雑種地	165.00	74	池田	川志	1038	畑	352.00
35	池田	池田	13	原野	245.00	75	池田	川志	1058-3	原野	169.00
36	池田	西佐明	217-2	公衆用道路	31.00	76	内間	内間	16-2	雑種地	103.00
37	池田	東佐明	275	原野	830.00						
38	池田	東佐明	306	原野	903.00						
39	池田	我喜又	455	原野	1180.00						
40	池田	田味名	504-2	原野	914.00						
				合計				76筆			33,214.00

年金がらのお知らせ

学生のみなさん！
学生納付特例を知っていますか？



学生納付特例制度は4月受付け開始！

保険料の納付が困難な学生の方は、この制度を利用することにより、在学期間中の保険料を後払いできることになります。

申請できる学生の方は

この制度を利用できる学生は、20歳以上の学校教育法に規定された大学の学生、大学院生、専門学校、専修学校およびその他の学生であって（2部学生・通信制の学生も可）、学生本人の前年の所得が68万円以下の方です。海外の大学、学校教育法に定められていない各種学校、予備校等の方は、一般的の保険料免除制度となります。

申請の方法

役場福祉課にて「学生納付特例申請書」を記入し、提出していただきます。提出された申請書は、国の機関で審査され、結果は後日国の機関から郵送されます。

※申請に必要なもの

年金手帳・学生証(コピー可)・在学証明書・印鑑(自署の場合は押印の必要はありません)

学生納付特例制度は、申請のあった月の前月から承認することとなっています。承認される前の期間は、保険料を納めなければ未納期間となりその間に万が一の事故で障害が残っても障害基礎年金が支給されない場合もあります。ですから4月から翌年3月まで承認を受けようする方は毎年5月末までに届出ることが必要です。

承認をうけると



- 学生納付特例期間中に、万が一の事故や病気で障害が残ったときでも、受給資格があれば障害基礎年金が支給されます。
- 学生納付特例期間は、老齢基礎年金の受給資格期間に算入されますが、年金額の計算にはなりません。
- 学生納付特例期間の保険料は、承認を受けた月以降10年内であれば納めることができます。（追納）追納することによって、将来受ける老齢基礎年金の額に算入されます。

ご不明な点がございましたら、国民年金係までお問い合わせ下さい。

西原町役場 福祉課 ☎945-5311 内線125・126

人間ドック受診者募集のお知らせ

健康衛生課では平成16年度人間ドックの受診者を募集します。職場、学校等で健診機会のない30歳以上の町民の方は、どなたでも受診することができますので、皆さんのご利用お待ちしております。

【募集人数】850人（予定）

【受付日】4月14日(水)午前9時から4月30日（金）まで（定員になり次第締め切ります）

【受付場所】4月14日午前中のみ西原町中央公民館（大ホール）

4月14日午後以降は町役場健康衛生課窓口

【受診期間】平成16年5月中旬～7月末日まで

※(注)受け付け後、各自で受診を希望する下記の医療機関に予約をした上、受診して下さい。

【医療機関】〇ハートライフ病院 ☎(870)3730

〇アドベンチストメディカルセンター ☎(946)2833

〇与那原中央病院 ☎(945)8101

〇浦添総合病院 ☎(876)8582

【対象者】30歳以上の町民

【自己負担】11,100円

【申し込み方法】直接窓口で受け付けます。受診票を発行するため、電話受付は致しません。

※(注)代理人による申込みも出来ますが、受診希望者の住所・氏名・生年月日・電話番号の記入が必要です。

【お問い合わせ】健康衛生課 ☎(945)5013

平成16年度緊急地域雇用創出特別事業

【失業している方で、仕事を搜して方へ】

町では今年度に引き続き、平成16年度事業として、最近の厳しい雇用失業情勢に対応するため国の補助金を活用して「緊急地域雇用創出特別事業」を行う予定です。この事業は町の事業を民間会社、シルバー人材センター等に委託し、その委託先からの面接等により雇用されることになります。町は就業を希望された方を事業委託先へ紹介し、就業をお手伝いするというものです。

今年度は以下5つの事業で約15人程度の雇用を予定しています。失業の方で就業を希望される方は下記へお問い合わせください。なお今年度の事業で就業された方は、対象外になります。

1.雇用条件/失業であること

2.雇用期間/原則6ヶ月未満

3.必要書類/就業希望受付票の提出（所定の様式）

4.問い合わせ先/企画財政課財政係 TEL945-4533（内線212）

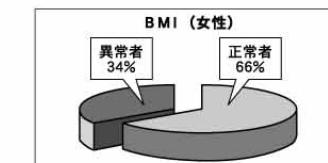
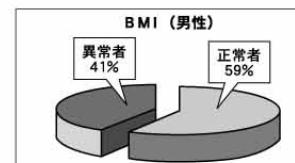
*事業内容、事業実施予定等については、若干変更になる場合もあります。

事業名	事業内容	事業実施予定期間	採用人員
①地域資料のデジタル化 システム化事業	町が今まで収集してきた歴史的、文化的資料をデジタル化する事業（主に音声資料の整理）	平成16年6月～平成16年11月	6人
②西原町立図書館資源共有化事業	町立図書館開館に向けての図書整理作業等	平成16年5月～平成16年9月	2人
③都市美化事業	公園等の清掃、草刈、樹木の剪定作業等	平成16年8月～平成16年9月	3人
④西原町立学校環境美化事業	町内の小中学校のトイレ、照明器具等の取替え、その他学校環境美化に関する作業	平成16年7月～平成16年12月	シルバー人材センターへ委託予定
⑤生活環境調査事業	町内における不法投棄のバトロール、ごみマップ作成、撤去等	平成16年9月～平成16年12月	2名

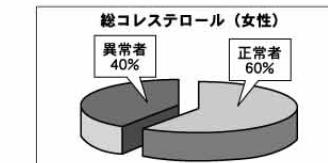
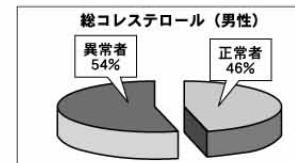
西原町の成人の健康は？(H14年度健診結果より)

西原町の健診結果を見てみると、肥満者や高コレステロールの所見者が多いです。

肥満は生活習慣病（高血圧、糖尿病、高脂血症等）と密接な関係があり、肥満になる生活を続けていると生活習慣病をひきおこしやすくなります。



男性は4割、女性は3割が肥満である。



男性は5割、女性は4割の方がコレステロール異常者である。



肥満・高血糖・高血圧・高脂血症は死の四重奏と呼ばれるように動脈硬化を引き起こす原因となっています。その対策として、町では、以下のようなはつらつ教室を実施しています。

平成16年度「はつらつ健康教室」への案内

生活習慣病改善に向けて健康衛生課では、町民を対象に、「はつらつ健康教室」を予定しています。今回、健康的な方法による肥満の解消と、筋力をアップを目的に、毎月のコースの教室を以下の内容で教室を開催しますので、これまでお仕事等で参加できなかった健康になりたい方、お待ちしております。

<対象者>

- ・肥満や生活習慣病があり、健康的にやせたい方

- ・西原町にお住まいの方

※上記の方で年齢65歳未満（運動の強度の兼ね合いがあるため）

<内容>ウォーキングや筋力トレーニング等の運動及び栄養・休養に関する講義・実技

<日時>平成16年6月～平成16年11月までの金曜日（全11回）午後1時～午後4時（定員20人）

※両教室の日程は予定であり変更する事もあります。

*町の住民健診や人間ドック以外で受診されている方は結果の提示をお願いします。

*治療中の方は医師に運動実施可否の確認をされてください。

受講希望の方は、4月12日～30日までに健康衛生課まで電話か窓口にてお申し込み下さい。

西原町役場 健康衛生課 ☎945-5013

身体障害者自動車について

1 目的

- ・身体障害者の社会復帰を促進するため、自動車訓練実施し、自動車駆免許取得を容易にするため、その費用の一部を給付します。
- ・道路交通法に定める自動車運転免許取得の有効期間は3年以内で、上限は10万円。

2 対象者

- ・県内に居住する満18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けている方。
- ・道路交通法に定める自動車運転免許取得の有効期間は3年以内で、上限は10万円。

3 申請及び手続

- ・申請受付期間 毎年度5月末日 (身体障害者更生相談所必着)
- ・問合せ先 福祉課 945-4511 奥原
- ・申請料金 3分の2以内で、上限は10万円。

身体障害者自動車について

1 目的

- ・身体障害者が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造による身体障害者の助成することにより身体障害者の社会復帰の促進を図る。その結果、助成対象額は全額で、上限は10万円。
- ・車両の改造による身体障害者の就労等に伴い自らが所有し、運転する自動車の操作装置及び駆動装置の一部を改造する

2 対象者

- ・上肢 下肢又は体幹機能障害者
- ・車両の改造による身体障害者の就労等に伴い自らが所有し、運転する自動車の操作装置及び駆動装置の一部を改造する

高病原性鳥インフルエンザの予防について

必要な方。
の前の年の所得税額が該年の特別控除額が当該年の所得控除後の額)が、所得制限を超えてない方。
申請受付期間 每年度5月末日

3 申請及び手続

- ・問合せ先 福祉課 945-4511 奥原

4 高病原性鳥インフルエンザの予防について

平成16年1月12日、山口県で高病原性鳥インフルエンザが日本で27年ぶりに発生しました。その後、都府でも高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されました。また、インフルエンザが発生していることから、高病原性鳥インフルエンザの徹底防止のため、鳥類の飼育者はこれまで以上に自衛防疫対策が挙げられます。

平成16年1月12日、山口県で高病原性鳥インフルエンザの自衛防疫対策としては、以下のもの

が挙げられます。

・鳥小屋に立ち入り際はマスク、手袋を着用し、長靴は踏み消毒を行う。

・鳥小屋への立ち入り自粛

・消毒・長靴消毒を行なう。

・鳥が鳥小屋に入らないように、鳥小屋にネット等を取り付ける。

・部外者の鳥小屋への立ち入り自粛

・消毒・長靴消毒を行なう。

・鳥小屋を消毒する際は、消毒前に汚物を除去するなどの掃除・洗

淨を行つてください。
また、消毒液は、逆水石鹼クリソレーブル液、ハロゲン製剤等を用法・用量に基づき活用してください。急死・元氣喪失など、鳥インフルエンザを疑う場合は、直ちに中止されるとともに、鳥の死骸は、鳥インフルエンザの発生が確認されました。また、インフルエンザが発生していることから、高病原性鳥インフルエンザの徹底防止のため、鳥類の飼育者はこれまで以上に自衛防疫対策が挙げられます。

平成16年1月12日、山口県で高病原性鳥インフルエンザの自衛防疫対策としては、以下のもの

が挙げられます。

・鳥小屋に立ち入り際はマスク、手袋を着用し、長靴は踏み消毒を行う。

・鳥小屋への立ち入り自粛

・消毒・長靴消毒を行なう。

・鳥が鳥小屋に入らないように、鳥小屋にネット等を取り付ける。

・部外者の鳥小屋への立ち入り自粛

・消毒・長靴消毒を行なう。

・鳥小屋を消毒する際は、消毒前に汚物を除去するなどの掃除・洗

参加してみませんか! 西原町でごく普通の一日を過ごすことは、次の世代を担う子供たちにとって、本当に大切なことです。これから環境を大切にすることは、みんなが環境にやさしく接する意識を持つ環境にやさしい暮らしをしていくことが大切なのです。

◎「こどもエコクラブ」とは? 子ども達と活動をサポートして

くれる大人のサポートの人がいるからこそ、簡単に自分たちのクラブをつくることができます。

学生なら誰でも参加できる、環境活動のクラブです。環境を大切にしようという気持ちのある子ども達と一緒に活動をサポートして

くれば、すぐ簡単に自分たちのクラブをつくることができます。

環境問題をめぐる話題など、みんなで楽しく語り合おうと、地域の皆さんは、資源循環型社会の実現を目指して、ごみ処理や施設整備について協議・意見を交換するため、住民委員を募集します。環境問題やごみについての講演や、ごみについての会議に参加できる方

で、月1回(主に夜間)の会議に参加します。ふるまつてごみを運営しています。

協働による資源循環型社会の実現を目指すため、住民委員を募集します。環境問題やごみについての講演や、ごみについての会議に参加できる方

で、月1回(主に夜間)の会議に参加します。ふるまつてごみを運営しています。

ごみ問題を考える 住民委員募集

保健事業(4月)

計 52名 サボーター大人8名 合計 641名

西原町でごく普通の一日を過ごすことは、次の世代を担う子供たちにとって、本当に大切なことです。これから環境を大切にすることは、みんなが環境にやさしく接する意識を持つ環境にやさしい暮らしをしていくことが大切なのです。

◎「こどもエコクラブ」とは? 子ども達と一緒に活動をサポートして

くれる大人のサポートの人がいるからこそ、簡単に自分たちのクラブをつくることができます。

学生なら誰でも参加できる、環境活動のクラブです。環境を大切にしようという気持ちのある子ども達と一緒に活動をサポートして

くれば、すぐ簡単に自分たちのクラブをつくることができます。

環境問題をめぐる話題など、みんなで楽しく語り合おうと、地域の皆さんは、資源循環型社会の実現を目指すため、住民委員を募集します。環境問題やごみについての講演や、ごみについての会議に参加できる方

で、月1回(主に夜間)の会議に参加します。ふるまつてごみを運営しています。

協働による資源循環型社会の実現を目指すため、住民委員を募集します。環境問題やごみについての講演や、ごみについての会議に参加できる方

で、月1回(主に夜間)の会議に参加します。ふるまつてごみを運営しています。

ごみ問題を考える 住民委員募集

広報にしら No.386 H164.1 (20)

広報にしら No.38

生涯学習だより

第96号 平成16年4月1日
西原町教育委員会
生涯学習課
TEL 098-945-3655



学級・講座案内

学級・講座名	内容	対象	期間	時間・場所	定員	申込期間	備考	連絡先
東部消防本部主催事業 ・普通救命講習会		高校生以上	4月10日(土)	9:00~12:00	40名 要申込		東部消防本部 警防課 946-9999	
春のファミリーキャンプ		親子	4月17日(土)~ 4月18日(日)		要申込		玉城少年自然の家 948-1513	

※プログラムの詳細については、各連絡先にお問い合わせ下さい。

ITボランティア募集

IT(情報技術)の進展は、私たちの生活をより豊かで充実したものに変えてゆきます。まさに情報技術による革命の時代が到来しました。おおくの町民のみなさまが、この情報革命に向かって人生の豊かさを享受できるように、西原町中央公民館ではパソコンの基本操作を学ぶ「町民のためのパソコン教室」を開設します。このためITボランティアのみなさまに町民へのパソコンの指導をお願いしたいと思います。

週1回でも、月1回でもかまいませんので、おおくのITボランティアの応募をお待ちしています。

西原町中央公民館 TEL 945-3657



平成15年度善行青少年及び スポーツ・文化活動優良者表彰

平成16年2月26日(木)役場2階大会議室において、善行青少年及びスポーツ・文化活動優良者の表彰がありました。

被表彰者は、下記のとおりです。おめでとうございます。

【善行青少年が表彰者】

外間翼、平良信人、島袋乃梨子、友利圭佑、仲宗根佑斗、島袋力、連天太一、中山龍太郎、大城麻希、宮城奈津子、松田秀也、川田竜輝、宮島亘、名嘉伸弘、與那嶺有寛、中村友希、

【スポーツ・文化活動優良者】

比嘉祥子、石川達也、松山みゆき、安里菜美紀、石川千夏、豊村朝仁



中央公民館事業発表会終わる

~出会い・ふれあい・共に学ぼう~ をテーマに
平成16年3月6日~7日の2日間中央公民館では平成15年度事業の展示や各サークルの舞台発表が盛大におこなわれました。

ふれあい感動! アジアの友情

ヤングネットワーク・ウイング九州2004

九州青年海外派遣事業

訪問先: 韓国(ソウル) 中国(北京・西安)
日 程: 平成16年3月21日(土)~29日(日)8泊9日
事業内容: 現地青年との交流、ホームステイ、テーマ別研修等
参 加 費: 73,000円(その他 旅券取得経費、事前、事後研修経費等必要)
参加資格: 20~30歳 男女
募集期間: 4月1日(木)~5月10日(月)
お問い合わせ: 沖縄県青少年・児童家庭課 TEL 866-2174
ホームページアドレス: <http://www.ynw-kyushu.org>



フレンドリーウォーキング



万里の長城



事業名	日時	場所	連絡先	備考
トランボリン	4月9日(金) 4:00~	坂田児童館	坂田児童館	944-6308
チャレンジ大会	4月16日(金) 4:00~			
ファミリークラブひまわり総会	4月21日(水) 10:00~			
こいのぼり集会	4月28日(水) 4:00~			
マミーキッズ開始	4月8日(木) 10:30~	西原児童館	西原児童館	945-4393
トランボリン	4月15日(木) 4:00~			
アニメ会	4月17日(土) 2:00~			
鶴のぼりづくり	4月22日(木) 3:00~			
ドッジボール大会	要申込 4月16日(金) 3:00~	西原東児童館	西原東児童館	944-0976
トランボリン	4月23日(金) 3:00~			
子どもの日・お楽しみ集会	要申込 4月30日(金) 3:00~			